

平成25年9月定例会

# 議案説明資料 予算に関する説明書

商 工 労 働 部

**トータルコストについて**

トータルコストは、事業ごとに事業費と人件費を一体としたコストを表します。あくまで、費用対効果を判断するための参考表記ですので、職員定数と厳密には一致していません。

また、人役については、表示単位未満四捨五入で表示しており、結果が0.0人役となるものについては、人件費を0としています。

## 平成25年9月定例会 議案説明資料目次

商工労働部

### 【予算関係】

(一般会計)

議案番号	件名	課名	頁
議案第1号	平成25年度鳥取県一般会計補正予算		
	1 補正予算説明資料	(総括表)	1
		商工政策課	2
		立地戦略課	3
		経済産業総室	6
		(産業振興室) (通商物流室) 雇用人材総室 (労働政策室) (就業支援室)	11
	2 歳入歳出事項別明細書		17
	3 節の明細		22
	4 繰越明許費に関する調書	経済産業総室	23
	5 債務負担行為に関する調書	経済産業総室他	24

### 【予算関係以外】

議案番号	件名	課名	頁
議案第10号	鳥取県企業立地等事業助成条例の一部改正について	立地戦略課	26
議案第11号	とっとりバイオフィロンティアの設置及び管理に関する条例の一部改正について	経済産業総室	31

報告番号	件名	課名	頁
報告第4号	地方独立行政法人鳥取県産業技術センターの業務の実績に関する評価について	経済産業総室	32
報告第7号	長期継続契約の締結状況について	産業人材育成センター	35

【補正予算】

商工労働部（単位：千円）

課名	補正前の額	補正額	計	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
【一般会計】								
商工政策課	791,957	10,000	801,957				10,000	
立地戦略課	4,414,376	8,686	4,423,062				8,686	
経済産業総室	5,915,862	36,919	5,952,781		28,000		8,919	
雇用人材総室	4,631,322	401,836	5,033,158	251,890		83,865	66,081	
一般会計合計	15,844,023	457,441	16,301,464	251,890	<14,000> 28,000	83,865	93,686	県費負担 107,686

説明

一般会計

【商工政策課】	【経済・雇用振興キャビネット】食の安全・安心プロジェクト推進事業	10,000
【立地戦略課】	[制度改正]企業立地事業補助金 [制度改正]企業投資促進のための工業団地再整備事業補助金 (新)企業立地に向けた情報ハイウェイアクセスポイント整備事業	8,686
【経済産業総室】 (産業振興室)	バックアップ型トライアル発注事業 [債務負担行為]とっとりバイオフィロンティア管理運営委託費(指定管理者制度) (新)(地独)鳥取県産業技術センター運営費補助金(法面災害復旧工事) (新)経営革新企業ステップアップ設備投資支援事業	1,000 29,189 2,730
(通商物流室)	海外における販路拡大拠点支援事業	4,000
【雇用人材総室】 (労働政策室)	(新)鳥取県戦略産業雇用創造プロジェクト事業費	317,971
(就業支援室)	緊急雇用創出事業 (新)緊急雇用創出事業臨時特例基金の返還	78,856 5,009

(注)起債欄の上段<>書きは、交付税措置額を除いた額である。

県費負担は、起債欄の<>書きの金額と一般財源の金額を加算した額である。

平成25年度一般会計補正予算説明資料

7款 商工費

2項 鉱工業費

2目 中小企業振興費

商工政策課 (内線: 7212)

(単位: 千円)

事業名	補正前	補正	計	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
【経済・雇用振興キヤビネット】食の安全・安心プロジェクト推進事業	(債務負担行為額 40,000) 57,092	(債務負担行為額 10,000) 10,000	(債務負担行為額 50,000) 67,092				(債務負担行為額 10,000) 10,000	
トータルコスト	59,475	10,000	69,475	(補正に係る主な業務内容) 補助金交付事務				
従事する職員数	0.3人	0.0人	0.3人					
工程表の政策目標 (指標)	鳥取県経済成長戦略の推進：持続可能な経済成長の実現による県民所得の増及び新規雇用創出の実現 (バイオ・食品分野で平成23年～平成26年度の間に230人の新規雇用を創出)							
<p>事業内容の説明</p> <p>1 事業の目的・概要 県内の食品加工業等における食の安全・安心を向上し、鳥取県産の食品のブランド化につなげるため、県内事業所の認証取得や衛生管理対策への取組を支援している。今後、認証等取得する企業が見込まれていることから、補助金を増額し、一層の競争力強化を図るものである。</p> <p>2 主な事業内容 ○ワンストップ相談窓口の設置 衛生管理向上や認証取得を目指す事業者に対して、鳥取県産業技術センター食品開発研究所に試験的にワンストップ相談窓口を設置する。</p> <p>【配置人員】2名 (①品質管理、工程管理 ②衛生管理対策) 【業務フロー】①認証取得及び衛生管理対策への総合的な相談対応 ②生産工程の検査 ③取組方針の決定 ④関係機関への誘導 【普及啓発】衛生管理体制構築を目指す事業者のための講習会などを開催する。</p> <p>○認証取得等への支援 近年、バイヤーや消費者からニーズが増大している安全・安心への対応のため、県内事業所の認証取得や衛生管理対策への取組に対して、費用の一部を補助する。</p> <p>【対象者】国内外のHACCP、GMP等の認証取得や衛生管理対策に取り組む事業所 【対象経費】認証審査費、取得コンサル費用、微生物検査費用等 【補助率】1/2以内 【限度額】250万円 (海外輸出向け認証に取り組む場合は500万円) 【予算枠】5,000万円 (補正後)</p>								

平成25年度一般会計補正予算説明資料

7款 商工費

2項 工鉱業費

1目 工鉱業総務費

立地戦略課（内線：7664）

（単位：千円）

事業名	補正前	補正	計	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
[制度改正] 企業立地事業補助金	2,504,698	0	2,504,698					
トータルコスト	2,522,175	0	2,522,175	(補正に係る主な業務内容)				
従事する職員数	2.2人	0.0人	2.2人	—				
工程表の政策目標 (指標)	県外企業の誘致促進：県外からの新規誘致を実現する 県内企業の新增設の促進：県内企業の新增設の増加を図る							

事業内容の説明

1 事業の目的・概要

近年、県内経済は、大規模な企業活動の後退等があり、停滞している状況にある。特に県内製造業には、部材メーカーが多く、地域への大きな波及効果が見込まれない上、受注先の景気動向で大きく経営状況に変動が見られる。

このような中、少子高齢化等の状況を踏まえ、医療機器製造等の今後市場の拡大が見込まれる分野におけるセットメーカーの立地は、成長産業を支える息の長い企業活動が期待できるだけでなく、部材発注などによる裾野の広がりが見込まれるなど、本県経済に与える影響が大きい。

そのため、県内における中長期的な市場を切り開いていくことができる企業の立地の促進及び雇用拡大を図り、もって県内経済の活性化に資するため、今後市場の拡大が見込まれる分野における、中長期的に事業に取り組むセットメーカーについて、補助率を30%に上げる等の制度拡充を行う。

(※セットメーカー：自社で企画開発・組立・完成を行う(組立工程の一部を外注するものを含む。)事業者。)

2 主な事業内容

今後市場の拡大が見込まれ、開発から完成までに相当の期間を要するセットメーカー(特定製造業)が立地する場合について、企業立地事業補助金の補助率を上げる等の拡充を行う。

セットメーカーが立地する場合、補助率を30%に上げる(補助限度額30億円)とともに、情報通信関連雇用事業補助金(専用通信回線利用料、借室料支援)の対象とする。

<企業立地補助制度>

対象事業	製造業		自然科学研究 所・研修所	ソフトウェア業、機械設計 業、コンテンツ事業	情報処理・提 供サービス業
	要件	特定製造業			
投資額	1億円超	1億円超	3千万円超	3千万円超	3千万円超
	新規常時雇用 者数 (※)	10人以上 (※)	技術者等5人 以上(※)	技術者等5人以上(※)	20人以上(含 パート)
補助 金額	投下固定資産額	10~15%	30%	10%	10%
	リース料・賃借料	操業開始から1年間のリース料・賃借料×1/2			
加算措置	補助限度額	5億円～ 30億円	30億円	10億円	10億円
	○戦略的推進分野、先進的技術、県内資源の活用又は著しい雇用を伴う事業で知事が特に認めるもの(ただし、特定製造業の場合、戦略的推進分野加算を行わない。)				
	○製造・開発等を集約する拠点と知事が認める工場等				
	○特に著しい雇用増加を伴うと知事が認めるもの				
○リスク分散により立地を行うもの					
○海外から工場等の全部又は一部を移転する場合で知事が認めるもの					

※県内中小企業の場合は、投資額3千万円超、新規常用雇用者数3名以上

3 これまでの取組状況、改善点

平成24年度は県外企業誘致数15件、県内企業新增設数が36件あり、近年大きな成果をあげている。今後も企業ニーズ、経済情勢の変化などに応じた助成制度の充実を図っていきたい。

平成25年度一般会計補正予算説明資料

7款 商工費  
2項 工鉱業費  
1目 工鉱業総務費

立地戦略課（内線：7664）  
（単位：千円）

事業名	補正前	補正	計	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
[制度改正] 企業投資促進のための工業団地再整備事業補助金	364,342	0	364,342					
トータルコスト	365,136	0	365,136	(補正に係る主な業務内容)				
従事する職員数	0.1人	0.0人	0.1人	—				
工程表の政策目標 (指標)	県外企業の誘致促進：県外からの新規誘致を実現する 県内企業の新增設の促進：県内企業の新增設の増加を図る							
事業内容の説明 1 事業の目的・概要 分譲が進み残りわずかとなった市町村の工業団地の再整備を促進するとともに、本県製造業の立て直しに資する県内経済への波及効果の高い企業の誘致を促進するため、工業団地再整備事業補助金の上限を引き上げ、大規模な団地造成やオーダーメイド型貸工場整備などに柔軟に対応できるようにするとともに、市町村の財政状況や中山間地への立地状況等を勘案し補助率の見直しを行う。								
2 主な事業内容 (1) 鳥取県地域産業活性化基本計画の集積業種に該当する企業が立地する場合、補助対象経費の上限額を引き上げる。 (2) 県内経済に波及効果が高いと知事が認める場合に限り、市町村の財政状況、製造品出荷額、中山間地への立地状況等を勘案し補助率を見直す。								
	現行		変更					
対象地	県・市町村及びそれらが50%以上出資している法人が造成している又はする一段の土地							
要件	投資1億円以上かつ新規常時雇用労働者10人以上、又は新規常時労働者数20人以上							
対象施設	工業団地区域内：用地造成及び道路、公園等の改築及び貸事務所の整備 工業団地区域外：排水施設、道路の新設又は改築							
補助対象経費	上限10億円	上限10億円 ただし、鳥取県地域産業活性化基本計画にある集積業種の企業が立地する場合は、上限を20億円とする。						
補助率	1/2	1/2 ただし、県内経済への波及効果があると知事が認める場合で、次の①を満たす場合は、6億円を超え20億円までは 2/3 ①及び②又は ①及び③を満たす場合は、6億円を超え20億円までは 3/4 ①、②及び③を満たす場合は、6億円を超え20億円までは 4/5 とする。 ①財政力指数が0.5未満の市町村 ②従業員1人当たりの市町村別製造品出荷額等の過去5年平均が県平均を下回る市町村 ③「鳥取県みんなで取り組む中山間地域振興条例及び規則」で定める中山間地域の区域						
なお、今回の見直しは、鳥取県地域産業活性化基本計画期間までの時限措置とする。(平成28年度末)								
3 これまでの取組状況、改善点 ・これまで既存の工業団地において企業が新規に立地する際、市町村ではオーダーメイドで団地の再整備を行うことにより、企業誘致において相当の成果を上げている。 ・その結果、既存工業団地の分譲可能な用地がほとんどなくなってきており、新規誘致企業に対して提案できる分譲地が不足してきている。 ・このため本制度を柔軟に見直すことにより、引き続き企業誘致の促進、雇用拡大を図っていく。								

平成25年度一般会計補正予算説明資料

7款 商工費

2項 工鉱業費

1目 工鉱業総務費

立地戦略課（内線：7664）

（単位：千円）

事業名	補正前	補正	計	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
(新)企業立地に向けた情報ハイウェイアクセスポイント整備事業	0	8,686	8,686				8,686	
トータルコスト	0	8,686	8,686	(補正に係る主な業務内容) 契約・調整事務等				
従事する職員数	0.0人	0.0人	0.0人					
工程表の政策目標 (指標)	県外企業の誘致促進： 県外からの新規誘致を実現する 県内企業の新增設： 県内企業の新增設の増加を図る							
事業内容の説明 1 事業の目的・概要 大正10年に建築された旧鳥取高等農業学校校舎は、三洋電機(株)の南吉方工場跡地売却に伴う敷地工事において解体予定であったが、平成25年3月7日に可決された県議会の「旧鳥取高等農業学校玄関の建物の存置を求める決議」を踏まえ、建物存置を三洋電機(株)及び鳥取市に強く働きかけた結果、鳥取市が建物を残した状態で跡地を取得することとなった。 これに伴い、鳥取市から同校舎建物を取得するとともに、当該跡地への企業立地を促進するため、大学等と連携した人材育成の拠点として活用するに当たり必要となる環境整備を行う。 * 旧鳥取高等農業学校校舎 ・木造2階建(大正10年建築) ・建築面積 232.73㎡ ・延床面積 424.2㎡ 2 主な事業内容 旧鳥取高等農業学校校舎を鳥取市から取得するとともに、鳥取情報ハイウェイを延伸させ、同校舎を新しいアクセスポイントとして整備する。 事業費 8,686千円 ① 旧鳥取高等農業学校校舎の取得 1,135千円 ・校舎建物取得費及び校舎敷地・電柱敷地賃借料 ② 鳥取情報ハイウェイ延伸及び機器整備 7,551千円 ・鳥取情報ハイウェイ延伸及び機器整備等業務委託 ・建物警備委託、電気工事費等 3 これまでの取組状況、改善点 平成24年 6月 三洋電機(株)、南吉方工場の建物解体工事開始 平成25年 3月 7日 県議会「旧鳥取高等農業学校玄関の建物の存置を求める決議」 3月13日 三洋電機(株)に対し建物の保存等を求める知事の要請書を提出 4月12日 三洋電機(株)が旧校舎解体を一旦中断し、残したままで鳥取市と跡地売却交渉を行うことを承諾 7月12日 鳥取市長が南吉方跡地の取得でほぼ合意したと表明 7月29日 鳥取市議会が南吉方跡地取得に関する補正予算を可決								

平成25年度一般会計補正予算説明資料

7款 商工費

2項 工鉱業費

2目 中小企業振興費

経済産業総室〔産業振興室〕(内線:7657)

(単位:千円)

事業名	補正前	補正	計	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
バックアップ型 トライアル発注 事業	2,036	1,000	3,036				1,000	
トータルコスト	2,830	1,000	3,830	(補正に係る主な業務内容) トライアル発注対象製品の募集・PR等				
従事する職員数	0.1人	0.0人	0.1人					
工程表の政策目 標(指標)	—							

事業内容の説明

1 事業の目的・概要

県内の中小企業等が開発・製造する新製品・役務を県が試行的に購入し、官公庁からの受注実績を作るとともに、当該製品の有用性等を使用者の立場で評価することにより、県内企業の製品の改良や販路開拓に繋げる。

このたび、過年度選定済で未購入のトライアル発注可能製品が引続き残っている中で、今年度選定分も新たに増える状況にあることから、改めて県での積極的な発注促進を図るもの。

2 主な事業内容

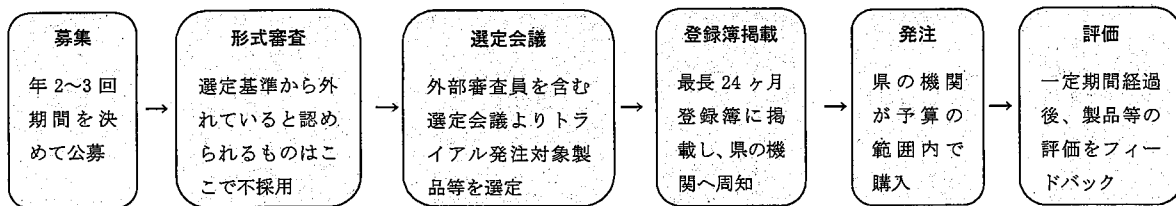
(1) 次の全ての基準を満たす製品等を「トライアル発注製品等選定会議」で選定

- ① 新規性・独創性があること
- ② 市場での流通が十分でないものの、今後の市場性が見込まれること
- ③ 技術の高度化、経営能率の向上、住民生活の利便の増進のいずれかに寄与すること
- ④ 製品等に適用される法令等を遵守していること
- ⑤ 県の機関における使用が見込まれること

(2) 選定した製品等について、県の各機関が必要に応じて発注し、販路開拓を支援

- ① 当該製品等について、その有用性等の評価とともに、官公庁における受注実績としてホームページ等でPRする。
- ② 選定企業に対し、他の販路開拓支援策の紹介等によるフォローアップを行う。

〈製品募集～評価までの流れ〉



3 これまでの取組状況、改善点

○H19.8月の制度創設以来、選定製品については、カタログ作成、県政広報での取上げや中小企業総合展への推薦等、様々な形でPRを図ってきたところ。

【指標】 トライアル発注製品選定件数の増加: 200件 (H30年度までに)

【現状】 107件 (H25年度選定済6件含む)

※うち、現時点で購入可能だが未購入の製品: 18件 (H25年度選定済6件含む)

○トライアル発注を行った県内企業からは、県が購入・使用したことで信用力が高まり販路開拓に繋がったなど、一定の評価を得ている。



平成25年度一般会計補正予算説明資料

7款 商工費

2項 工鉱業費

2目 中小企業振興費

経済産業総室 [産業振興室] (内線: 7657)  
(単位: 千円)

事業名	補正前	補正	計	財 源 内 訳				備考								
				国庫支出金	起 債	その他	一般財源									
[債務負担行為] とっとりバイオフロンティア管理運営委託費 (指定管理者制度)	76,895	(債務負担行為額) 577,785 0	(債務負担行為額) 577,785 76,895				(債務負担行為額) 577,785									
トータルコスト	80,073	0	80,073	(補正に係る主な業務)												
従事する職員数	0.4人	0.0人	0.4人	—												
工程表の政策目標 (指標)	染色体工学技術等を活用したバイオ関連産業の創出等：研究開発成果を活用した事業化															
<p>事業内容の説明</p> <p>1 事業の目的・概要 民間手法の導入による利用者サービスの向上、管理運営費節減等を図るため、現指定管理者の指定期間が満了する平成26年度以降も引き続き指定管理者に業務を委託する。</p> <p>2 主な事業内容</p> <p>(1) 指定管理者の業務の範囲 施設等の利用許可、維持管理・運営、利用者の研究開発等の支援、バイオ産業分野の人材育成、その他知事のみの特権に属する事務以外の業務</p> <p>(2) 指定管理者の指定方法 指名指定(「とっとりバイオフロンティアの設置及び管理に関する条例」第4条に規定) 〔参考〕現指定管理者…公益財団法人鳥取県産業振興機構 (指名指定理由)当該施設は、単なる施設の貸し出しだけでなく、利用者の研究開発の支援や、産学官連携、人材育成等に取り組んでいくことが必要であり、同機構は、これらに対する知識・ノウハウ等を有している。</p> <p>(3) 指定期間 5年間(平成26年度～平成30年度)⇒必要に応じ3年後に管理運営体制等を見直し。 ※現行3年…条例の一部改正を本議会に附議中</p> <p>(4) 利用料収入の取り扱い 指定管理者があらかじめ知事の承認を得て定める料金をその収入として収受させる。</p> <p>(5) 余剰金の取り扱い 余剰金全額を県に返納し、そのうち経営努力によらない額を控除した額の3分の2に相当する額の範囲内で、指定管理者に対し助成する。</p> <p>(6) 債務負担行為限度額 (単位: 千円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>前回指定管理期間 (H23～H25年度)</th> <th>次期指定管理期間 (H26～H30年度)</th> <th>差引</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>債務負担行為限度額 (単年度)</td> <td>198,993 (H25年度 77,630)</td> <td>577,785 (H26年度 117,163)</td> <td>378,792 (39,533)</td> </tr> </tbody> </table> <p>※前回債務負担行為との主な変更点 ・指定管理施設の範囲に動物飼育施設(鳥取大学既存動物実験施設の一部)を追加 ・新たに、機器・施設スタッフを1名配置 等</p> <p>3 今後の主な指定管理者選定スケジュール(予定) 平成25年10月 指定管理者審査要項(案)の作成(審査要項(案)を常任委員会報告) 平成26年1月 指定管理候補者の選定(審査結果を常任委員会報告) 同年2月 指定管理者の指定の議決(2月議会)</p> <p>4 これまでの取組状況 企業訪問や展示会等でのPR等による機器及び施設の利用促進に努め、入居企業等の産業化に向けた研究開発等への支援を実施し、また、バイオテクノロジーに関する知識や手技を実践的に学ぶ各講座を開催し、バイオ産業に係る専門的な技術を有する人材の育成を行ってきた。</p>										前回指定管理期間 (H23～H25年度)	次期指定管理期間 (H26～H30年度)	差引	債務負担行為限度額 (単年度)	198,993 (H25年度 77,630)	577,785 (H26年度 117,163)	378,792 (39,533)
	前回指定管理期間 (H23～H25年度)	次期指定管理期間 (H26～H30年度)	差引													
債務負担行為限度額 (単年度)	198,993 (H25年度 77,630)	577,785 (H26年度 117,163)	378,792 (39,533)													

平成25年度一般会計補正予算説明資料

7款 商工費

2項 工鉦業費

2目 中小企業振興費

経済産業総室[産業振興室](内線:7657)

(単位:千円)

事業名	補正前	補正	計	財 源 内 訳				備 考
				国庫支出金	起 債	その他	一般財源	
(新)経営革新企業 ステップアップ設 備投資支援事業	0	(債務負担 行為額 21,416) 2,730	(債務負担 行為額 21,416) 2,730				(債務負担 行為額 21,416) 2,730	
トータルコスト	0	2,730	2,730	(補正に係る主な業務) 補助金交付事務				
従事する職員数	0.0人	0.0人	0.0人					
工程表の政策目標 (指標)	県内企業の競争力ある新事業展開と販路開拓等への支援							
<p>事業内容の説明</p> <p>1 事業の目的・概要 このたびの国による成長戦略実行に先駆け、県内中小企業の競争力を高めるため、県版経営革新計画に取り組む企業等に対し「設備投資にかかる資金面(融資)の支援」を新たに行うことにより、経営革新の取組をステップアップさせる。</p> <p>2 主な事業内容</p> <p>(1) 新規参入資金(経営革新貸付)の対象者拡大 「法承認の経営革新計画の実施事業者」を融資対象としている新規参入資金(経営革新貸付)について、「県版経営革新計画の実施事業者」を新たに対象に加えることにより、県版の実施事業者も法承認と同様の融資条件での資金調達を可能にする。 【融資条件】 〔使途〕 運転・設備資金 〔融資限度額〕 1億円 〔期間〕 10年(据置2年)以内 〔利率〕 1.43%</p> <p>(2) 戦略的推進分野に進出する事業者への利子補助 更に、当該資金利用者のうち、県経済再生成長戦略に定める戦略的推進分野にかかる経営革新に取り組む企業に対しては、支払利息を助成する。 〔対象者〕 次のア及びイのいずれにも該当する中小企業者 ア. 県経済再生成長戦略に定める戦略的推進分野にかかる経営革新に取り組むこと。 ※戦略的推進分野・・・環境・エネルギー、次世代デバイス、バイオ・食品関連産業、観光ビジネス、健康・福祉サービス関連産業、まちなかビジネス、コミュニティビジネス、農林水産資源関連ビジネス、次世代サービス(BPO、データセンター、コンテンツ) イ. 当該資金を借り入れ、未納の延滞金がないこと。 〔利子補助率〕 0.7% 〔助成対象期間〕 5年間(債務負担行為期間:平成26年度~30年度)</p> <p>3 これまでの取組状況、改善点</p> <p>○H24年度の県版経営革新制度の開始後、比較的小規模な企業による積極的かつ新たな取組の芽が県内に多く生まれている状況である。 〔県版経営革新計画認定件数〕 H24:313件、H25:91件(※8月22日現在)</p> <p>○現行では、計画策定を支援するとともに、新商品開発・販路開拓への助成等を実施しているが、本事業では、前述の企業をメインターゲットとし、「小口の設備投資」についても新たに後押しする。</p> <p>○特に、県経済再生成長戦略に定める戦略的推進分野にかかる経営革新に取り組む企業については、利子補助により、より融資を活用しやすくし、本県が取り組む経済再生成長戦略の推進も図る。</p>								

平成25年度一般会計補正予算説明資料

7款 商工費

2項 工鉱業費

経済産業総室〔産業振興室〕(内線:7657)

5目 産業技術センター費

(単位:千円)

事業名	補正前	補正	計	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
(新)(地独)鳥取県産業技術センター運営費補助金(法面災害復旧工事)	0	29,189	29,189		<14,000> 28,000		1,189	県費負担 15,189
トータルコスト	0	29,189	29,189	(補正に係る主な業務内容) 補助金交付決定手続き等				
従事する職員数	0.0人	0.0人	0.0人					
工程表の政策目標(指標)	—							

事業内容の説明

1 事業の目的・概要

地方独立行政法人鳥取県産業技術センターの運営に必要となる経費のうち、運営費交付金でまかなうには財政上影響が大きいもの(修繕・整備の場合、実負担額が1件500万円以上)について補助金として交付する。

2 主な事業内容

機械素材研究所(米子市日下)において、平成25年7月15日及び8月5日に発生した豪雨の影響で崩落した敷地内法面に係る復旧対策経費の補助。

《経費内訳》

対策の項目	対策の内容	経費内訳(千円)	備考
(1) 仮復旧工事	崩落土砂の撤去、シート・土のう等設置	589	工事完了
(2) シート撤去及び敷設工事	測量・地質調査のためのシート撤去、再敷設	481	今後発注予定
(3) 測量	現地測量	578	〃
(4) 地質調査	実施設計に係る地質調査	2,457	〃
(5) 実施設計業務	工事に係る設計図等の作成	2,910	〃
(6) 法面保護工事	現場吹付法砕工、切り土、法面植生	21,336	〃
(7) 工事監理業務	現場監理	838	〃
合計		29,189	

《法面崩落の概要》

- ・敷地内北側法面の崩落を確認。(H25.7.15確認)
- ・流出土砂及び落石を撤去。崩落した法面にブルーシート及び土のうを設置するなど、応急処置を実施。(H25.7.15)
- ・8月5日の豪雨で崩落面が拡大したことから、崩落箇所にブルーシートを敷設し、倒木の恐れのある松を撤去。(H25.8.10)

《今後の予定》

- ・測量、地質調査完了後、平成25年10月頃、実施設計業務発注予定。

(注) 起債欄の上段<>書きは、交付税措置額を除いた額である。

県費負担は、起債欄の<>書きの金額と一般財源の金額を加算した額である。

平成25年度一般会計補正予算説明資料

7款 商工費

1項 商業費

4目 貿易振興費

経済産業総室[通商物流室](内線:7659)

(単位:千円)

事業名	補正前	補正	計	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
海外における販路拡大拠点支援事業	13,000	4,000	17,000				4,000	
トータルコスト	15,383	4,000	19,383	(補正に係る主な業務内容) 事業者との調整、補助金交付事務				
従事する職員数	0.3人	0.0人	0.3人					
工程表の政策目標(指標)	県内企業の販路拡大、市場開拓:海外に市場を持つ企業の増加							

事業内容の説明

1 事業の目的・概要

先駆的に海外進出を果たした県内企業等が中心となって、海外における常設の県産品販路拡大拠点の整備、県産品輸出手続支援及び県産品の海外共同販売行事開催など、雁行型で県産品の海外販売を促進する取組を支援し、海外市場の取り込みを図っている。

海外との取引拡大に伴い、多様な県内法人が当制度を利用する可能性が高まっていること及び支援強化の要望があることから、補助制度を見直し、増額補正を行う。

2 主な補正内容

区分	事業概要	補助対象事業者	補助限度額	助対象経費
海外県産品ショップ整備事業	他社製品を主とする海外県産品売場の施設整備	「県内企業等」を「県内企業等の海外展開支援を行う意思と能力がある県内事業者」へ変更する。	変更なし	変更なし
県産品輸出手続代行支援事業	県内他社製品の輸出・外国語対応等の代行		変更なし	変更なし
県産品海外共同販売支援事業	県内他社製品を主とする海外有名百貨店、スーパー等での物産展・フェア等の開催		100万円を200万円へ引き上げる。	販売行事PR経費、行事に係る航空運賃を追加する。

3 これまでの取組状況、改善点

- 平成23年度 山陰プラザinCHINA、鳥取県産品アンテナショップ inソウルの設置  
シカゴ・ポール高島屋での鳥取県産品フェア開催
- 平成24年度 中国への県産品輸出代行(石田コーポレーション)  
シカゴ・ポール高島屋での鳥取県産品フェア開催

※これまでは、円高及び東日本大震災の影響、尖閣問題などにより特に中国向け輸出が難しかったが、状況が改善していく機運も見受けられるので、とっとり国際ビジネスセンターなどと協力し積極的に県産品輸出を支援していく。

平成25年度一般会計補正予算説明資料

5款 労働費  
1項 労政費  
1目 労政総務費

雇用人材総室[労働政策室] (内線: 7223)  
(単位: 千円)

事業名	補正前	補正	計	財 源 内 訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
(新)鳥取県戦略産業雇用創造プロジェクト事業費	0	債務負担行為額 12,432 317,971	債務負担行為額 12,432 317,971	251,890			債務負担行為額 12,432 66,081	
トータルコスト	0	325,915	325,915	(補正に係る主な業務) 推進協議会運営事務等				
従事する職員数	0.0人	1.0人	1.0人					

工程表の政策目標(指標) 産業振興に役立つ人材の育成: 職業訓練を行い、県内産業を支える産業人材を育成

事業内容の説明

1 事業の目的・概要

「超モノづくり人材とテクノロジー・イノベーションによる新産業創成」をテーマに、従来の製造部門に留まらず新産業展開のキーとなる最先端の技術を有するイノベーション型製造人材と海外展開を視野に入れたグローバル型製造人材の育成を柱とし、相互連関の下に技術を有する総合的な産業人材の育成・強化を図り、もって、県内の安定的で良質な1,000人の雇用を創造する。

本プロジェクトの産業人材育成は鳥取県に留まらず、産業人材育成の「日本モデル」として取り組む。

2 主な事業内容

指定した主要製造業について、これまでの人材育成とは違い在職者を中心として個々の企業に対して、ハンズオン型で行う人材育成(注1)や、高度専門性を有する人材を育成するオーダーメイド型の研修(注2)を実施する。

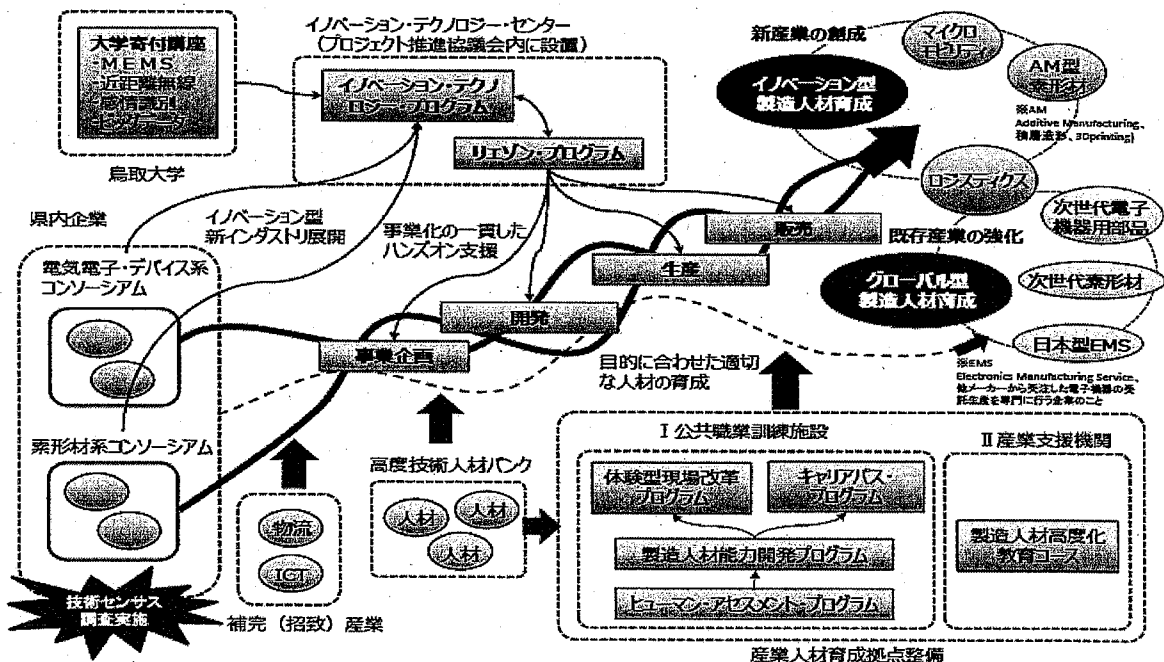
(注1)各企業に入り込み、課題抽出から、その課題を解決できる人材の育成までを一貫して支援するもの。

(注2)従来の集合型研修ではなく、各企業ごとに必要となる高度な専門性を有する人材を育成するために必要な研修を各企業ごとに行うもの。

指 定 業 種	電子・電機製造業及び関連産業(素形材産業、ICT産業、流通業)
実 施 形 態	行政機関、県内経済団体、教育機関、金融機関等からなる、「鳥取県戦略産業雇用創造プロジェクト推進協議会」を設立し、同協議会へ委託の上、実施する。
実 施 地 域	県内全域
事 業 期 間	平成25年度~27年度(3年度間)
概 算 経 費	約19.7億円(3年度間総額) ※地域開発雇用奨励金の上乗せ(国直接支援)を含む。
平成25年度所要額	317,971千円
補 助 率	国庫8/10、県費2/10(一部単県)

<展開イメージ>

鳥取県戦略産業雇用創造プロジェクト展開イメージ



<個別事業内容>

事業	概要
イノベーション・テクノロジー・センター設置事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>県内県外の市場戦略、経営戦略、技術研究に詳しい有識者の知見を集約した、イノベーション・テクノロジー・センターを設置し、各社の持つ技術及び抱える技術的課題を棚卸し、相互に連携できる部分を模索するとともに、各分野の現場に入り込んで、電子・電機産業等の技術の視点から解決可能な課題を抽出する。</li> <li>事業費：78,680千円(企業指導謝金、事業推進員報酬等)</li> </ul>
電子・電機産業等コンソシアム創設事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>電子・電機産業等の分野について研究会を創設し、県内主要企業の経営者等、コンサルタント、鳥取県産業技術センター、大学、行政等が一体となって、ニーズ調査やシーズ探求から研究開発まで一貫して議論する。</li> <li>事業費：42,920千円(ハズオン型指導謝金、研修委託料等)</li> </ul>
素形材産業コンソシアム創設事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>新素材等の探求に資する研究会を創設し、研究テーマの発掘から研究開発までの一連の取組の支援等を行う。</li> <li>事業費：H25当初予算計上済み</li> </ul>
産業人材育成拠点整備事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>鳥取県立産業人材育成センターに産業人材育成拠点としての機能を付加し、素形材産業等県内にスキルのない高度分野、県内の公共職業訓練で行われていない分野について、企業ニーズに合致した研修を実施する。</li> <li>事業費：108,583千円(研修委託料、人材確保・育成コーディネーター報酬、機器(3Dプリンタ等)リース代等)</li> </ul>
技術コーディネーター配置事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>技術的能力評価を行うことができる「技術コーディネーター」を大阪、東京に配置して、県内への就職を希望する技術者を発掘・スカウトし、県内では確保が難しい高度専門技術人材を県外から獲得する。</li> <li>事業費：H25年度別途雇用基金事業計上済み</li> </ul>
寄附講座開設事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>地域固有の強みがあり、かつ、地域経済の核となる可能性のある技術分野について、鳥取大学で寄附講座を開講</li> <li>事業費：68,900千円(5テーマ)</li> </ul>
高度ICT人材育成事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>ものづくり・デバイスとICTを組み合わせることで、顧客の課題解決につながるサービスを付加し、より付加価値の高いビジネスに転換していくことができるシステムエンジニアを育成する。</li> <li>事業費：6,600千円(研修委託料等)</li> </ul>
ニーズに合わせたものづくり等人材基礎研修事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>本プロジェクトの成果として生まれる新たな雇用(企業の新規立地、事業規模拡大、新規事業展開)に応じて、知識や技術、意識啓発を行う研修を実施し、求職者を戦略的に即戦力として育成する。</li> <li>事業費：9,180千円(研修委託料等)</li> </ul>
指定事業主雇入れ助成メニュー	<ul style="list-style-type: none"> <li>地域雇用開発奨励金の上乗せ(雇入れ1人当たり50万円)により実施する。</li> <li>事業費：国直接支援</li> </ul>
産業人材育成センター施設整備事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>産業人材育成センター倉吉校に仮設校舎(プレハブ)を借り、会議室、講師控室及び職員室として使用(リース期間：平成25～27年度)する。</li> <li>事業費：3,108千円(リース期間全体額15,540千円・単県)</li> <li>※平成26年度～27年度について債務負担行為12,432千円</li> </ul>
戦略産業雇用創造プロジェクト関連融資利子補給金〔制度要求〕	<ul style="list-style-type: none"> <li>鳥取県戦略産業雇用創造プロジェクトに参加する企業に対して金融機関が行う融資事業に対し、国と協調し利子補給を行い事業者の金利負担を軽減する。</li> <li>補助対象者 金融機関※政策金融公庫を含む。</li> <li>利子補給率 1.0%以内(国同率)</li> <li>利子補給期間 5年(60カ月・国同期間)</li> </ul>

3 これまでの取組状況、改善点

- 人口減少下においても持続性のある安定した経済成長を目指すため、環境・エネルギー、バイオ、健康関連産業など成長分野への構造転換を促進する「鳥取県経済成長戦略」を平成22年4月に策定した。
- 成長戦略策定以降、グローバル競争激化と急激な為替変動等を背景とした大企業の統廃合や製造拠点の海外移転などにより生産ピラミッドが崩壊した主要製造業の立て直しとモノづくり産業の高度化による再生、成長分野として脚光を浴びている医療イノベーションやサービスイノベーションによる新産業創造、産業の国際分業化による競争力の強化を行い、県民所得の増加と新規雇用の創出を図るため、平成25年4月に「鳥取県経済再生成長戦略」を策定した。

平成25年度一般会計補正予算説明資料

5款 労働費  
1項 労政費  
1目 労政総務費

雇用人材総室[就業支援室](内線:7229)  
(単位:千円)

事業名	補正前	補正	計	財 源 内 訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
(新)緊急雇用創出事業臨時特例基金の返還	0	5,009	5,009			<繰入金> 5,009		
トータルコスト	0	5,009	5,009	(補正に係る主な業務) 基金返還事務				
従事する職員数	0.0人	0.0人	0.0人					
工程表の政策目標(指標)	—							

事業内容の説明

1 事業の目的・概要

緊急雇用創出事業臨時特例基金のうち、国の復興関連予算(平成23年度第3次補正予算)による交付金で基金造成した「震災等緊急雇用対応事業」に要する経費について、平成25年7月2日付けで厚生労働大臣から各都道府県知事に対して、基金の残額の返還について速やかに対応するよう要請があり、執行残額を国に返還するものである。

2 主な事業内容

<返還予定額>

緊急雇用創出事業臨時特例基金のうち復興関連予算により震災等緊急雇用対応事業に要する経費として交付され基金として造成した額の執行残見込額。

基金配分額	2,135,582千円	(運用利息:5,582千円を含む)
執行見込額合計	2,130,573千円	
差引	5,009千円	・ ・ 執行残見込額(返還予定額)

<返還の経緯>

1 震災復興予算による基金事業の実施

(1) 平成23年度第3次補正予算(平成23年11月21日成立)

緊急雇用創出事業基金の積み増し分として2,000億円が全国に配分され、これにより「震災等緊急雇用対応事業」を実施することとなった。

(2) 「震災等緊急雇用対応事業」の概要

※緊急雇用創出事業実施要領(平成23年11月21日付国通知(抜粋))

① 東日本大震災等の影響による失業者(被災求職者(※)又は平成23年3月11日以降に離職した失業者。)に対する短期の雇用・就業機会を創出・提供し、又は短期の雇用機会を提供した上で地域のニーズに応じた人材育成を行う事業

※ 被災求職者:被災地域に所在する事業所を離職した失業者又は当該地域に居住していた求職者

② 事業終了については、平成24年度末(ただし、平成24年度に開始した事業については平成25年度末)までとする。平成25年度末までに実施した事業に係る精算については、平成26年6月末まで延長することができる。

③ 実施状況

	23年度(実績)	24年度(実績)	25年度(見込み)	合計
事業数	1	235	(29)	236
事業費(千円)	1,525	1,735,534	393,514	2,130,573
雇用人数(人)	8	1,310	(191)	1,318
内被災求職者数	0	15	0	15

※25年度(見込み)は24年度からの継続事業のため事業数と雇用人数は24年度の内数

2 震災復興予算により造成された基金の返還

(1) 平成25年7月2日の閣議後、復興庁及び財務省から「復興予算で造成された基金の用途の厳格化の徹底について(今後の対応方針)」が発表された。

(2) 同日付で厚生労働大臣より各都道府県知事に対し、「復興関連予算で造成された全国向け事業に係る基金への対応について(要請文書)」により、「今後の対応方針」に基づき、基金の残額の返還について速やかに対応するよう要請があった。

5款 労働費  
1項 労政費  
1目 労政総務費

雇用人材総室[就業支援室] (内線:7229)  
(単位:千円)

事業名	補正前	補正	計	財源内訳			備考
				国庫支出金	その他	一般財源	
緊急雇用創出事業	2,938,220	(債務負担行為額) 161,456 78,856	(債務負担行為額) 161,456 3,017,076		(債務負担行為額) 161,456 <基金繰入金> 78,856		
トータルコスト	2,954,108	78,856	3,032,964	(補正に係る主な業務内容) 基金事業審査、補助金事務			
従事する職員数	2.0人	0.0人	2.0人				
工程表の政策目標(指標)	—						

事業内容の説明

1 事業の目的・概要

離職を余儀なくされた失業者に対して、平成20年度に国から交付された緊急雇用創出事業臨時特例交付金によって創設した鳥取県緊急雇用創出事業臨時特例基金を活用して、重点分野での雇用創出を図る「重点分野雇用創出事業」と地域の産業・雇用振興策に沿って安定的な雇用創出を図る「起業支援型地域雇用創造事業」を県及び市町村事業により実施する。

2 主な事業内容

(1) 重点分野雇用創出事業 (78,856千円増額)

当該事業は、今年度末で終了する予定であり、今後見込まれる事業追加等に当該基金を機動的に執行できるように、平成24年度決算の確定により生じた基金の執行残額について増額補正を行う。

現計予算額	今回補正額	補正後予算額
1,635,407千円	78,856千円	1,714,263千円

(2) 起業支援型地域雇用創造事業

当該事業は、平成25年度中に事業を開始した場合、平成26年度も事業実施が可能なことから、平成25年7月末時点の事業計画未済額を平成26年度にわたり有効に活用できるように、債務負担行為を設定する。

併せて、市町村事業への配分額のうち、執行が見込まれない額を県事業へ配分する。

区分	既配分額	配分変更額	変更後配分額
県	600,000千円	100,000千円	700,000千円
市町村	300,000千円	△100,000千円	200,000千円
合計	900,000千円	-	900,000千円

【緊急雇用創出事業実施状況】							(単位:百万円)
区分	基金[A] (利子含む)	H24までの 実績額[B]	H25予算			基金残高 【A-B-E】	
			現計予算 【C】	今回補正額 【D】	補正後予算 【C+D=E】		
重点分野 雇用創造事業	県	-	2,511	820	79	899	-
	市町村	-	608	815	0	815	-
	計	4,833	3,119	1,635	79	1,714	0
起業支援型 地域雇用創造事業	県	-	-	600	100	700	-
	市町村	-	-	300	△100	200	-
	計	900	-	900	0	900	0
雇用人数(人)	-	1,812	934	39	-	-	-

※25年度雇用人数:現計予算欄は7月末時点の計画数、今回補正額欄は補正額に対する見込み数

3 これまでの取組状況・改善点

- ・県が実施する重点分野雇用創出事業では、一定期間の体験雇用後に当該事業所での正規雇用を目指す重点分野職場体験型雇用事業に重点的に配分し事業実施している。
- ・県が実施する起業支援型地域雇用創造事業では、今回の債務負担行為の設定により最大1年間の事業期間を設定できることで、起業10年以内の企業等が正規雇用への移行を前提とした人材育成を行う人材育成型雇用促進事業などが一層実施しやすくなる。



平成25年度9月補正予算対応事業(予算議決後に実施)

緊急雇用創出事業

①重点分野雇用創出事業

所属名	事業名	雇用創出人数 (延べ、人)	予算額 (千円)	左のうち 人件費 (千円)	事業内容
(商工労働部) 雇用人材総室	重点分野職場体験型雇用 事業(増額)	25	40,000	40,000	失業者の職場体験を県内企業に委託して実施することで、失業者に短期の雇用機会を提供するとともに、重点分野への人材の供給の契機とする。
(農林水産部) 畜産課	県産牛肉付加価値アップ 事業	2	7,114	3,567	鳥取県産牛肉に「熟成」という特長を付与して販路拡大を図るため、県内事業者が開発した酵素水処理による熟成技術(特許出願中)の牛肉での確立にかかる研究や商品開発を委託する。
	(予備枠)	12	31,742	15,871	予備枠の範囲内で随時、一般失業者向けの事業を実施し、機動的な雇用創出に活用する。
合	計	39	78,856	59,438	

②震災等緊急雇用対応事業 該当事業なし

③起業支援型地域雇用創造事業

所属名	事業名	雇用創出人数 (延べ、人)	予算額 (千円)	左のうち 人件費 (千円)	事業内容
	(予備枠)	20	100,000	50,000	予備枠の範囲内で随時、企業10年以内の企業等を対象に一般失業者向けの事業を実施し、機動的な雇用創出に活用する。
合	計	20	100,000	50,000	

平成25年度一般会計補正予算説明資料

雇用人材総室[就業支援室] (内線:7229)  
(単位:千円)

事業名	補正前	補正	計	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
重点分野職場体験型雇用事業	(165,000)	(40,000)	(205,000)			(40,000)		

事業内容の説明

※緊急雇用創出事業で一括計上

1 事業の目的・概要

失業者の職場体験を県内企業に委託して実施することで、失業者に短期の雇用機会を提供するとともに、重点分野への人材の供給の契機とする。

2 主な事業内容

県内の失業者に対し、有期雇用による職場体験事業を、予算の範囲内で、申し出のあった県内企業等へ委託して実施する。

○対象事業分野

介護、医療、農林水産、環境・エネルギー、観光、教育・研究、産業振興、暮らしの安全・安心、文化・スポーツ、子育て、地域社会雇用

○職場体験(雇用)期間

平成26年3月31日までの間の3ヶ月以上6ヶ月以内の期間

○雇用創出人数

25人

平成25年度 9月補正予算歳入歳出事項別明細書(商工労働部)

(単位:千円)

款 項 目	5款 労働費									
				うち商工労働部			1項 労政費			
	補正前	補正額	補正後	補正前	補正額	補正後	補正前	補正額	補正後	
1 報 酬	369,767		369,767	343,981		343,981	259,685		259,685	
2 給 料	169,326		169,326	139,878		139,878	55,215		55,215	
3 職 員 手 当 等	86,619		86,619	70,490		70,490	27,825		27,825	
4 共 済 費	119,846		119,846	109,046		109,046	64,812		64,812	
5 災 害 補 償 費										
6 恩 給 及 び 退 職 年 金										
7 賃 金	24,060		24,060	24,060		24,060	24,060		24,060	
8 報 償 費	571,761		571,761	571,464		571,464	437,306		437,306	
9 旅 費	23,118		23,118	17,499		17,499	9,007		9,007	
費用 弁 償	12,991		12,991	9,573		9,573	6,912		6,912	
普 通 旅 費	6,227		6,227	4,477		4,477	1,951		1,951	
特 別 旅 費	3,900		3,900	3,449		3,449	144		144	
10 交 際 費	50		50							
11 需 用 費	47,143		47,143	45,108		45,108	12,878		12,878	
12 役 務 費	16,853		16,853	14,392		14,392	8,077		8,077	
13 委 託 料	1,816,096	493,719	2,309,815	1,815,991	493,719	2,309,710	1,565,584	493,719	2,059,303	
14 使用料及び賃借料	60,722	3,108	63,830	59,748	3,108	62,856	30,942	3,108	34,050	
15 工 事 請 負 費										
16 原 材 料 費										
17 公 有 財 産 購 入 費										
18 備 品 購 入 費	1,264		1,264	578		578				
19 負担金、補助及び交付金	1,251,384	△ 100,000	1,151,384	1,242,298	△ 100,000	1,142,298	1,189,955	△ 100,000	1,089,955	
20 扶 助 費	303		303	303		303				
21 貸 付 金										
22 補償、補填及び賠償金										
23 償還金、利子及び割引料		5,009	5,009		5,009	5,009		5,009	5,009	
24 投 資 及 び 出 資 金										
25 積 立 金	9,299		9,299	9,299		9,299	9,299		9,299	
26 寄 付 金										
27 公 課 費	51		51	51		51				
28 繰 出 金	5,292		5,292	5,292		5,292	5,292		5,292	
予 備 費										
計	4,572,954	401,836	4,974,790	4,469,478	401,836	4,871,314	3,699,937	401,836	4,101,773	
財 源 内 訳	国 庫	422,444	251,890	674,334	422,444	251,890	674,334	124	251,890	252,014
	地 方 債									
	そ の 他	2,953,782	83,865	3,037,647	2,953,782	83,865	3,037,647	2,938,425	83,865	3,022,290
	一 般 財 源	1,196,728	66,081	1,262,809	1,093,252	66,081	1,159,333	761,388	66,081	827,469

(単位:千円)

款 項 目	7 款 商 工 費								
	1 目 労 政 総 務 費			う ち 商 工 労 働 部					
	補正前	補正額	補正後	補正前	補正額	補正後	補正前	補正額	補正後
節 別									
1 報 酬	259,685		259,685	68,380		68,380	46,871		46,871
2 給 料	55,215		55,215	404,910		404,910	290,799		290,799
3 職 員 手 当 等	27,825		27,825	204,050		204,050	146,545		146,545
4 共 済 費	64,812		64,812	192,154		192,154	146,935		146,935
5 災 害 補 償 費									
6 恩 給 及 び 退 職 年 金									
7 貸 金	24,060		24,060						
8 報 償 費	437,234		437,234	568,945		568,945	559,936		559,936
9 旅 費	8,685		8,685	93,440		93,440	49,855		49,855
費 用 弁 償	6,912		6,912	10,977		10,977	6,932		6,932
普 通 旅 費	1,660		1,660	47,803		47,803	24,579		24,579
特 別 旅 費	113		113	34,660		34,660	18,344		18,344
10 交 際 費									
11 需 用 費	12,532		12,532	64,057	340	64,397	24,289	340	24,629
12 役 務 費	7,750		7,750	43,413		43,413	24,414		24,414
13 委 託 料	1,537,432	493,719	2,031,151	673,221	25,811	699,032	295,486	7,211	302,697
14 使 用 料 及 び 賃 借 料	30,902	3,108	34,010	124,415	135	124,550	31,008	135	31,143
15 工 事 請 負 費				10,000		10,000			
16 原 材 料 費									
17 公 有 財 産 購 入 費					1,000	1,000		1,000	1,000
18 備 品 購 入 費				2,752	1,000	3,752	2,000	1,000	3,000
19 負 担 金、補 助 及 び 交 付 金	1,187,388	△ 100,000	1,087,388	8,350,758	45,919	8,396,677	7,862,223	45,919	7,908,142
20 扶 助 費									
21 貸 付 金				1,407,656		1,407,656	1,365,915		1,365,915
22 補 償、補 填 及 び 賠 償 金									
23 償 還 金、利 子 及 び 割 引 料		5,009	5,009						
24 投 資 及 び 出 資 金				2,500		2,500	2,500		2,500
25 積 立 金	9,299		9,299						
26 寄 付 金									
27 公 課 費									
28 繰 出 金	5,292		5,292	21,948		21,948	21,948		21,948
予 備 費									
計	3,668,111	401,836	4,069,947	12,232,599	74,205	12,306,804	10,870,724	55,605	10,926,329
財 源 内 訳	国 庫	124	251,890	252,014	71,804		71,804		
	地 方 債				30,000	28,000	58,000	30,000	28,000
	そ の 他	2,938,425	83,865	3,022,290	1,706,074		1,706,074	1,376,234	1,376,234
	一 般 財 源	729,562	66,081	795,643	10,424,721	46,205	10,470,926	9,464,490	27,605

(単位:千円)

款 項 目										
		1 項 商業費						2 項 工鉱業費		
		補正前	補正額	補正後	4 目 貿易振興費			補正前	補正額	補正後
補正前	補正額				補正後					
節 別		補正前	補正額	補正後	補正前	補正額	補正後	補正前	補正額	補正後
1	報 酬	29,436		29,436				17,435		17,435
2	給 料	235,584		235,584				55,215		55,215
3	職 員 手 当 等	118,720		118,720				27,825		27,825
4	共 済 費	90,975		90,975				55,960		55,960
5	災 害 補 償 費									
6	恩 給 及 び 退 職 年 金									
7	賃 金									
8	報 償 費	3,965		3,965	180		180	555,971		555,971
9	旅 費	25,033		25,033	14,590		14,590	24,822		24,822
	費 用 弁 償	4,643		4,643	2,423		2,423	2,289		2,289
	普 通 旅 費	15,562		15,562	10,807		10,807	9,017		9,017
	特 別 旅 費	4,828		4,828	1,360		1,360	13,516		13,516
10	交 際 費									
11	需 用 費	13,339		13,339	5,167		5,167	10,950	340	11,290
12	役 務 費	15,001		15,001	9,775		9,775	9,413		9,413
13	委 託 料	35,293		35,293	13,100		13,100	260,193	7,211	267,404
14	使用料及び賃借料	12,601		12,601	5,687		5,687	18,407	135	18,542
15	工 事 請 負 費									
16	原 材 料 費									
17	公 有 財 産 購 入 費								1,000	1,000
18	備 品 購 入 費							2,000	1,000	3,000
19	負担金、補助及び交付金	2,223,024	4,000	2,227,024	235,289	4,000	239,289	5,639,199	41,919	5,681,118
20	扶 助 費									
21	貸 付 金	1,079,015		1,079,015				286,900		286,900
22	補償、補填及び賠償金									
23	償還金、利子及び割引料									
24	投 資 及 び 出 資 金	2,500		2,500						
25	積 立 金									
26	寄 付 金									
27	公 課 費									
28	繰 出 金							21,948		21,948
	予 備 費									
	計	3,884,486	4,000	3,888,486	283,788	4,000	287,788	6,986,238	51,605	7,037,843
財 源 内 訳	國 庫									
	地 方 債							30,000	28,000	58,000
	そ の 他	1,079,309		1,079,309				296,925		296,925
	一 般 財 源	2,805,177	4,000	2,809,177	283,788	4,000	287,788	6,659,313	23,605	6,682,918

(単位:千円)

款 項 目										
		1目 工業業総務費			2目 中小企業振興費			5目 産業技術センター費		
		補正前	補正額	補正後	補正前	補正額	補正後	補正前	補正額	補正後
節 別										
1	報酬	15,066		15,066	2,121		2,121	248		248
2	給料	55,215		55,215						
3	職員手当等	27,825		27,825						
4	共済費	55,633		55,633	327		327			
5	災害補償費									
6	恩給及び退職年金									
7	賃金									
8	報酬費	355,900		355,900	200,071		200,071			
9	旅費	6,128		6,128	18,030		18,030	664		664
	費用弁償	1,486		1,486	139		139	664		664
	普通旅費	3,868		3,868	5,149		5,149			
	特別旅費	774		774	12,742		12,742			
10	交際費									
11	需用費	3,460	340	3,800	7,490		7,490			
12	役務費	4,265		4,265	5,148		5,148			
13	委託料	6,245	7,211	13,456	253,948		253,948			
14	使用料及び賃借料	4,121	135	4,256	14,286		14,286			
15	工事請負費									
16	原材料費									
17	公有財産購入費		1,000	1,000						
18	備品購入費				2,000	1,000	3,000			
19	負担金、補助及び交付金	3,447,038		3,447,038	1,425,317	12,730	1,438,047	766,844	29,189	796,033
20	扶助費									
21	貸付金				286,900		286,900			
22	補償、補填及び賠償金									
23	償還金、利子及び割引料									
24	投資及び出資金									
25	積立金									
26	寄付金									
27	公課費									
28	繰出金				21,948		21,948			
	予備費									
	計	3,980,896	8,686	3,989,582	2,237,586	13,730	2,251,316	767,756	29,189	796,945
財源内訳	国庫									
	地方債							30,000	28,000	58,000
	その他	74		74	296,851		296,851			
	一般財源	3,980,822	8,686	3,989,508	1,940,735	13,730	1,954,465	737,756	1,189	738,945

(単位:千円)

款 項 目	商工労働部 合計			
	補正前	補正額	補正後	
節 別				
1 報 酬	390,852		390,852	
2 給 料	430,677		430,677	
3 職 員 手 当 等	217,035		217,035	
4 共 済 費	255,981		255,981	
5 災 害 補 償 費				
6 恩 給 及 び 退 職 年 金				
7 賃 金	24,060		24,060	
8 報 償 費	1,132,247		1,132,247	
9 旅 費	67,792		67,792	
費 用 弁 償	16,505		16,505	
普 通 旅 費	29,376		29,376	
特 別 旅 費	21,911		21,911	
10 交 際 費				
11 需 用 費	70,165	340	70,505	
12 役 務 費	39,224		39,224	
13 委 託 料	2,114,634	500,930	2,615,564	
14 使用料及び賃借料	91,492	3,243	94,735	
15 工 事 請 負 費				
16 原 材 料 費				
17 公 有 財 産 購 入 費		1,000	1,000	
18 備 品 購 入 費	2,578	1,000	3,578	
19 負担金、補助及び交付金	9,138,464	△ 54,081	9,084,383	
20 扶 助 費	303		303	
21 貸 付 金	1,609,715		1,609,715	
22 補償、補填及び賠償金				
23 償還金、利子及び割引料		5,009	5,009	
24 投資及び出資金	222,214		222,214	
25 積 立 金	9,299		9,299	
26 寄 付 金				
27 公 課 費	51		51	
28 繰 出 金	27,240		27,240	
予 備 費				
計	15,844,023	457,441	16,301,464	
財 源 内 訳	国 庫	422,444	251,890	674,334
	地 方 債	30,000	28,000	58,000
	そ の 他	4,576,775	83,865	4,660,640
	一 般 財 源	10,814,804	93,686	10,908,490

節 の 明 細

項 目		金額(千円)等
5款 労働費		
1項 労政費		
1目 労政総務費		
負担金、補助 及び交付金	・市町村緊急雇用創出事業臨時特例基金事業補助金	△100,000
償還金、利子 及び貸付料	・緊急雇用創出事業臨時特例基金の返還	5,009
7款 商工費		
1項 商業費		
4目 貿易振興費		
負担金、補助 及び交付金	・海外における販路拡大拠点支援補助金	4,000
2項 工鉱業費		
2目 中小企業振興費		
負担金、補助 及び交付金	・食の安全・安心プロジェクト推進事業費補助金 ・新規参入資金（経営革新貸付）戦略的推進分野利子補助金	10,000 2,730
5目 産業技術センター費		
負担金、補助 及び交付金	・地方独立法人鳥取県産業技術センター運営費補助金	29,189



繰越明許費に関する調書

追加

(単位:千円)

款	項	目	事業名	予算額	翌年度繰越額	左の財源内訳				備考						
						国庫補助金	起債	その他	一般財源							
7	商工費	2	工鉱業費	5	産業技術センター費	地方独立行政法人鳥取県 産業技術センター運営費 補助金	29,189	22,174							1,174	法面復旧工事について、年度内に事業完了することが困難なため。
				計			29,189	22,174	0	21,000	0	1,174				

債務負担行為で翌年度以降にわたるものについての前年度末までの支出額  
又は支出額の見込み及び当該年度以降の支出予定額等に関する調書

追加

事 項	限 度 額	前年度末までの 支出(見込)額		当該年度以降の 支出予定額		左の財源内訳			
		期 間	金 額	期 間	金 額	特 定 財 源			一 般 財 源
						国 庫 支 出 金	地 方 債	そ の 他	
平成25年度 とつとりパイオ管 フロントピア管 理委託	千円 577,785		千円 0		千円 577,785	千円	千円	千円	千円 577,785
平成25年度 経営革新企業ス トップアップ設 備投資支援事業 利子補助	21,416		0		21,416				21,416
平成25年度 産業人材育成セ ンター仮設校舎 賃借料	12,432				12,432				12,432
平成25年度 緊急雇用創出事 業費	161,456		0		161,456			161,456	

変更

事項	限度額	前年度末までの 支出(見込)額		当該年度以降の 支出予定期間		左の財源内訳			
		期間	金額	期間	金額	特 定 財 源	一 般 財 源	其 他	千 円
平成25年度 食の安全・ク 進事業補助 心 安 ト 推	補正前の額	千円	千円	0	平成26年度 限度額に 同じ	千円	千円	千円	千円
	補正額	千円	千円	0	平成26年度 限度額に 同じ	千円	千円	千円	千円
	補正後の額	千円	千円	0	平成26年度 限度額に 同じ	千円	千円	千円	千円

<p>区 分</p>	<p>鳥取県企業立地等事業助成条例の一部改正について</p>
<p>提 出 理 由 及 び 概 要</p>	<p>1 提出理由 県内における企業立地の促進及び雇用機会の拡大を図り、もって県内経済の活性化に資するため、中長期的に市場の拡大が見込まれ、開発から完成までに相当の期間を要する機器等の製造業への補助率を引き上げる等所要の改正を行う。</p> <p>2 概 要 (1) 中長期的に市場の拡大が見込まれ、開発から完成までに相当の期間を要する機器等の製造業に属する事業であって、知事が要綱で定めるもの（以下「特定製造業」という。）に対する企業立地事業補助金の補助率を100分の30（現行 投下固定資産額20億円まで100分の10、20億円超100分の15）に引き上げる。 (2) 特定製造業を情報通信関連雇用事業補助金の補助対象に加える。</p> <p>3 施行期日等 (1) 施行期日は、公布日とする。 (2) 所要の経過措置を講ずる。</p>

鳥取県企業立地等事業助成条例の一部を改正する条例

鳥取県企業立地等事業助成条例（平成25年鳥取県条例第8号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後	改正前												
<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) <u>情報通信関連雇用事業 専用通信回線を利用する次</u>に掲げる事業の用に供する事業所又は専用通信回線を新設し、又は増設する事業であつて、次条第2項の規定による知事の認定を受けたものをいう。</p> <p><u>ア 中長期的に市場の拡大が見込まれ、開発から完成までに相当の期間を要する機器等の製造業に属する事業であつて、知事が要綱で定めるもの（以下「特定製造業」という。）</u></p> <p><u>イ 前号イからエまでに掲げる事業</u></p> <p>(4)～(12) 略</p> <p>(企業立地等事業の認定)</p> <p>第3条 略</p> <p>2 知事は、<u>特定製造業又は前条第2号イからエまでに掲げる事業の用に供する事業所又は専用通信回線を新設し、又は増設する事業が次に掲げる要件を満たすと認めるときは、情報通信関連雇用事業として認定するものとする。</u>ただし、事業を行う者が過去2年間の事業活動に関し故意又は重大な過失による法令違反をしていると認めるときは、この限りでない。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) 認定を受けようとする事業及び営もうとする<u>特定製造業又は前条第2号イからエまでに掲げる事業の計画が適当であること。</u></p> <p>3～6 略</p> <p>(事業実施者の責務)</p> <p>第6条 次の表の左欄に掲げる補助金の交付を受けた者（次項において「事業実施者」という。）は、それぞれ同表の中欄に掲げる事業を同表の右欄に定める期間継続して営むよう努めなければならない。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="text-align: center;">略</td> <td style="text-align: center;">略</td> <td style="text-align: center;">略</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">情報通信関連</td> <td style="text-align: center;">情報通信関連雇用事</td> <td style="text-align: center;">略</td> </tr> </table>	略	略	略	情報通信関連	情報通信関連雇用事	略	<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) 情報通信関連雇用事業 <u>前号イからエまでに掲げる事業の用に供する事業所又は専用通信回線を新設し、又は増設する事業であつて、次条第2項の規定による知事の認定を受けたものをいう。</u></p> <p>(4)～(12) 略</p> <p>(企業立地等事業の認定)</p> <p>第3条 略</p> <p>2 知事は、前条第2号イからエまでに掲げる事業<u>（専用通信回線を利用して行うものに限る。）</u>の用に供する事業所又は専用通信回線を新設し、又は増設する事業が次に掲げる要件を満たすと認めるときは、情報通信関連雇用事業として認定するものとする。ただし、事業を行う者が過去2年間の事業活動に関し故意又は重大な過失による法令違反をしていると認めるときは、この限りでない。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) 認定を受けようとする事業及び営もうとする前条第2号イからエまでに掲げる事業の計画が適当であること。</p> <p>3～6 略</p> <p>(事業実施者の責務)</p> <p>第6条 次の表の左欄に掲げる補助金の交付を受けた者（次項において「事業実施者」という。）は、それぞれ同表の中欄に掲げる事業を同表の右欄に定める期間継続して営むよう努めなければならない。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="text-align: center;">略</td> <td style="text-align: center;">略</td> <td style="text-align: center;">略</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">情報通信関連</td> <td style="text-align: center;">情報通信関連雇用事</td> <td style="text-align: center;">略</td> </tr> </table>	略	略	略	情報通信関連	情報通信関連雇用事	略
略	略	略											
情報通信関連	情報通信関連雇用事	略											
略	略	略											
情報通信関連	情報通信関連雇用事	略											

雇用事業補助金	業補助金に係る <u>特定製造業又は第2条第2号イからエまでに掲げる事業</u>
略	

2 略

別表第1 (第3条、第5条関係)

事業の区分		認定要件	補助金の額
企業立地事業	第2条第2号アに掲げる事業	(1) 投資額が1億円(県内中小企業にあつては、3,000万円)を上回ること。 (2) 常時雇用労働者が10人(県内中小企業にあつては、3人)以上増加すること。	(1) <u>特定製造業にあつては、次に掲げる額の合計額(30億円を限度とする。)</u> ア 投下固定資産額(別表第2の1の項に該当する場合にあつては、 <u>投下環境有益固定資産額を除く。(2)及び(3)において同じ。)</u> に100分の30を乗じて得た額 イ 初年度賃借料に100分の50を乗じて得た額 (2) <u>特定製造業以外の事業で常時雇用労働者が30人以上増加する場合にあつては、次に掲げる額の合計額(30億円を限度とする。)</u> ア 投下固定資産額を次に掲げる金額に区分してそれぞれの金額にそれぞれに掲げ

雇用事業補助金	業補助金に係る第2条第2号イからエまでに掲げる事業
略	

2 略

別表第1 (第3条、第5条関係)

事業の区分		認定要件	補助金の額
企業立地事業	第2条第2号アに掲げる事業	(1) 投資額が1億円(県内中小企業にあつては、3,000万円)を上回ること。 (2) 常時雇用労働者が10人(県内中小企業にあつては、3人)以上増加すること。	(1) <u>常時雇用労働者が30人以上増加する場合にあつては、次に掲げる額の合計額(30億円を限度とする。)</u>  ア 投下固定資産額(別表第2の1の項に該当する場合にあつては、 <u>投下環境有益</u>

			る割合を乗じて得た金額を合計した金額
			(ア)・(イ) 略
			イ 略
			(3) (1) 及び (2) 以外の場合にあつては、次に掲げる額の合計額 (5億円を限度とする。) ア・イ 略
			略
情報通信	特定製造業	常時雇用労働者が10人以上増加すること。	略
関連雇用事業	第2条第2号イに掲げる事業	常時雇用労働者及び短時間労働者の合計が20人以上増加すること。	略
			略

備考 略

別表第2 (第5条関係)

略	
2 次のいずれかに該当する事業であつて、知事が特に認めるもの	略
(1) 県が定める安定的かつ持続可能な経済成長の実現のための計画において県内	

			固定資産額を除く。(2)において同じ。)を次に掲げる金額に区分してそれぞれの金額にそれぞれに掲げる割合を乗じて得た金額を合計した金額
			(ア)・(イ) 略
			イ 略
			(2) (1) 以外の場合にあつては、次に掲げる額の合計額 (5億円を限度とする。) ア・イ 略
			略
情報通信			略
関連雇用事業	第2条第2号イに掲げる事業	常時雇用労働者及び短時間労働者の合計が20人以上増加すること。	略
			略

備考 略

別表第2 (第5条関係)

略	
2 次のいずれかに該当する事業であつて、知事が特に認めるもの	略
(1) 県が定める安定的かつ持続可能な経済成長の実現のための計画において県内	

<p>で成長が見込まれる 産業分野として位置 付け、戦略的に推進 している事業（特定 製造業を除く。） (2)～(4) 略</p>	<p>で成長が見込まれる 産業分野として位置 付けたもの（戦略的 に推進するものに限 る。）に関する事業 (2)～(4) 略</p>
略	略

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の前日に鳥取県企業立地等事業助成条例第3条第1項の知事の認定を受けた企業立地事業に係る企業立地事業補助金については、なお従前の例による。



区分	とっとりバイオフロンティアの設置及び管理に関する条例の一部改正について
提出理由及び概要	<p>1 提出理由 平成25年度末に指定管理者による管理の期間が満了するとっとりバイオフロンティアについて、次期の指定管理者の指定のため、所要の改正を行う。</p> <p>2 概要 指定管理者における人材の確保及び管理運営の効率化を図るため、指定管理者の管理の期間を5年間（現行 3年間）とする。</p> <p>3 施行期日等</p> <p>(1) 施行期日は、公布日とする。</p> <p>(2) 所要の経過措置を講ずる。</p>

とっとりバイオフィロントニアの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

とっとりバイオフィロントニアの設置及び管理に関する条例（平成 22 年鳥取県条例第 46 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(指定管理者の管理の期間) 第 5 条 指定管理者が第 3 条に規定する業務を行う期間は、同条に規定する知事の指定を受けた日の属する年度の翌年度の 4 月 1 日（当該指定を受けた日が 4 月 1 日である場合は、当該日）から <u>5 年間</u> とする。ただし、再指定による期間の更新を妨げない。	(指定管理者の管理の期間) 第 5 条 指定管理者が第 3 条に規定する業務を行う期間は、同条に規定する知事の指定を受けた日の属する年度の翌年度の 4 月 1 日（当該指定を受けた日が 4 月 1 日である場合は、当該日）から <u>3 年間</u> とする。ただし、再指定による期間の更新を妨げない。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日前にとっとりバイオフィロントニアの設置及び管理に関する条例第 3 条の規定による知事の指定を受けた者が同条に規定する業務を行う期間については、なお従前の例による。

区 分	地方独立行政法人鳥取県産業技術センターの業務の実績に関する評価について																																	
提 出 理 由 及 び 概 要	<p>1. 提出理由 地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第28条第4項の規定に基づき、地方独立行政法人鳥取県産業技術センター評価委員会から、別添のとおり地方独立行政法人鳥取県産業技術センターの平成24年度における業務実績に関する評価について報告があったので、同条第5項の規定により、これを本議会に報告するものである。</p> <p>2. 平成24年度業務の実績に関する評価の概要                  (1) 評価者 地方独立行政法人鳥取県産業技術センター評価委員会                  (2) 評価項目                  項目別評価 技術相談、研究開発、人材育成、組織運営の改善等に関する全20項目について評価                  全体評価 項目別評価をふまえて、全体の進行状況について評価</p> <p>(3) 評価基準                  ○5段階評価（全体評価、項目別評価）                  5 計画を上回る業務が進捗しており、かつ業績を挙げている                  4 計画を上回る業務が進捗している                  3 概ね計画どおりに業務が進捗している                  2 計画に対して業務の進捗がやや遅れている                  1 計画に対して業務の進捗が大幅に遅れている                  * 評価結果を役員の業績給に反映させるため、10段階換算。                  ⇒全体評価(5段階評価)に2を乗じ、特筆すべき事項が認められた場合は評価を1段階上下させる。</p> <p>(4) 評価結果                  ○全体評価</p> <table style="margin-left: 40px;"> <tr> <td style="border: 1px solid black; padding: 5px;">5段階評価</td> <td style="border: 1px solid black; padding: 5px;">10段階換算</td> <td style="padding-left: 20px;">⇒ 評点は昨年度(H23)と同じ</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center; font-size: 24px; font-weight: bold;">4</td> <td style="text-align: center; font-size: 24px; font-weight: bold;">8</td> <td></td> </tr> </table> <p>○項目別評価                  ・項目別評価の加重後平均値（※）：<b>4.18</b> ⇒ 昨年度(H23)：3.93                  （※）項目別にウェイト付けをし、業務内容、業務量に応じた評価を実施。</p> <p>○評価決定に当たっての評価委員会委員の主な意見                  ・県民や企業等に対して、開かれたセンターとして、情報公開、機能向上の点で十分に満足のいく成果が得られている。                  ・相談業務、現地指導、依頼試験、機器利用等、現場重視のサービス機能が向上し、職員の意識改革が相当進んでいる。企業からの感謝状の贈呈など、実質的な事業への貢献事例が増え、取組の「見える化」が進行しつつある。                  ・数値目標をはるかに上回る企業訪問件数、技術相談対応実績は評価できる。今後はサービスの効率化を図り、中身の濃い指導ができるかにかかっており、件数の増加にこだわるのではなく、相談内容を吟味したより適切な対応が求められる。                  ・研究開発においては、「売れるもの」を開発するという視点で、実用化や製品化が期待できる研究テーマの中から、重点課題に集中投資することも重要である。</p> <p>(参考) 全体評価の推移</p> <table style="margin-left: 40px; margin-top: 10px;"> <thead> <tr> <th rowspan="2"></th> <th colspan="4">第1期</th> <th colspan="2">第2期</th> </tr> <tr> <th>H19</th> <th>H20</th> <th>H21</th> <th>H22</th> <th>H23</th> <th>H24</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>5段階評価</td> <td>3</td> <td>3</td> <td>3</td> <td>3</td> <td>4</td> <td>4</td> </tr> <tr> <td>10段階換算</td> <td>7</td> <td>7</td> <td>7</td> <td>7</td> <td>8</td> <td>8</td> </tr> </tbody> </table>	5段階評価	10段階換算	⇒ 評点は昨年度(H23)と同じ	4	8			第1期				第2期		H19	H20	H21	H22	H23	H24	5段階評価	3	3	3	3	4	4	10段階換算	7	7	7	7	8	8
5段階評価	10段階換算	⇒ 評点は昨年度(H23)と同じ																																
4	8																																	
	第1期				第2期																													
	H19	H20	H21	H22	H23	H24																												
5段階評価	3	3	3	3	4	4																												
10段階換算	7	7	7	7	8	8																												

堤  
出  
理  
由  
及  
び  
概  
要

(5) 評価のポイント

◆現場重視のサービス機能が向上

企業訪問件数、技術移転件数等、全ての項目において目標値を上回った。  
また、企業の製品化・商品化への貢献に注力し、技術移転を含む多種多様な技術支援を行った。

○延べ683社（年度目標500社）の訪問調査で広く企業ニーズを収集。また、9,518件の技術相談、現地支援により、製品化等に結びつく技術支援を実施。

○企業への技術移転、商品化につながった成果…… 10件（年度目標3件）

例：植物育成用赤外線LED照明の開発（(株)フジ電機）  
精密治具の微細加工技術への技術提供（リコーマイクロエレクトロニクス(株)）  
清酒酵母を用いたビール醸造の開発（久米桜麦酒(株)）  
サケの高品質凍結の品質評価を支援（(株)門永水産） 等々

○平成24年11月、(株)澤井珈琲から、「トリゴネコーヒー」及び「とろみ紅茶」への開発支援に対して感謝状・寄付金を受贈

○業務日報データベースを新たに構築し、技術相談や情報の共有化を図り、技術支援に活用。

◆職員の能力開発の取組

企業人マインドを学ぶ職員研修の実施。センター職員表彰制度による9名の職員表彰等。

◆食品開発研究所施設整備（商品開発支援棟の新規整備）

◆自己収入増に向けた取組が課題

○企業が抱える技術課題や企業ニーズに基づき、研究員が企画提案し、実用化評価委員会等で検証し設定。技術の高度化や製品化の要望がある分野において研究を実施。

○技術シーズPRの新たな取組として、保有特許や技術シーズを広く県外企業等に情報発信。

○特許出願件数 3件（年度目標2件）

「触媒を用いた炭素材料」「車両用電源装置」「復洗抑制柿ピューレ」

○特許登録 4件「コラーゲン抽出方法」「シャフト用治具」ほか

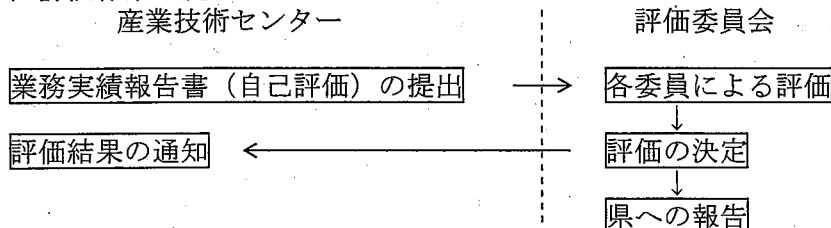
○平成24年度特許実施料収入 4件（合計57,829円）

3 参考

(1) 地方独立行政法人鳥取県産業技術センター評価委員会委員名簿（敬称略）

区分	委員名	役職
委員長	本名 俊正	国立大学法人鳥取大学学長顧問
委員	辻 智子	日本水産株式会社生活機能科学研究所長
委員	成瀬 以久	株式会社稲田本店代表取締役
委員	羽馬 好幸	気高電機株式会社代表取締役社長
委員	安田 晴雄	安田精工株式会社代表取締役社長

(2) 評価作業の流れ



(3) 評価結果の取扱い

- 後年度の運営費交付金にインセンティブとして反映させる。
- 後年度の役員業績給に反映（10段階換算評価結果）させる。
- 評価委員会は、必要に応じて業務運営の改善その他の勧告ができる。

## 長期継続契約の締結状況について

番号	契約所屬名	種類	契約対象物品	数量	契約の相手方	契約金額(円)	契約期間	設置場所等
1	産業人材育成センター	物品 保守	プリンター	1台	倉吉市広栄町941番地5 株式会社衣笠商会	154,980	平成25年7月1日 ～平成30年6月30日	鳥取県立産業人材育成 センター倉吉校

